大阪府特別職報酬等審議会 審議概要

- 1. 日時 平成 27 年 12 月 7 日 14 時 00 分から 14 時 50 分
- 2. 場所 特別会議室(大)
- 3. 出席者

(委員)

池田会長、中村委員、藤本委員、山本委員

(大阪府)

村上人事局長

[人事局企画厚生課]

田村課長、伊藤参事、奥野企画調整補佐、廣永企画総括主査、山岡主事、上野主事、齋藤主事

4. 議題

- (1) 行政委員の報酬等の額について
- (2) その他

5. 議事要旨

- (1)週刊誌の報道について
 - ○事務局より週刊誌の報道に係る対応を報告
 - ・ 知事の退職手当廃止に係る週刊誌の記事において、一部事実誤認及び府民に誤解 を与える内容があったことから、文書により議事の訂正依頼と抗議を行った。
 - 抗議後、週刊誌編集部から抗議に対する回答はない。
 - →委員より質問、意見なし
- (2) 行政委員の報酬等の額について
 - ○事務局より「平成 23 年審議会の意見具申のポイント(資料1)」、「非常勤の行政委員の報酬の額に係る委員の意見(資料2)」の説明
 - ○委員意見等
 - ・ 報酬の額について、他都道府県の平均金額だけでバランスを取るということではなく、 処理件数等の業務量が類似した他都道府県とのバランスを取る必要があるのではないか。 業務量を見ずに、金額だけでバランスが取れているというのは違うのではないか。
 - ・ 様々な諸条件をみながら、見直していく必要があると思うが、平成23年の意見具申を 根底から変えなければならない事実やエビデンスがないのでは、現行どおりも相応の水 準と言えるのではないか。
 - ・ 実態を確認しないことにはわからないが、時間に関係なく勤務したら1日とカウント するのであれば、日数が多いこと=業務量がとても多いということは一概に言えないの ではないか。

- ・ 地方自治法の規定では、時給という概念が想定されていないとなると、現行の日額で というのが相応に妥当なところかと思う。
- ・(会長より) 様々な御指摘をいただき、課題として詰めていく必要があるというのは認識しているところだが、日額、月あたりの上限額は、他都道府県の水準と比較し、決して低いものではなく、相応の水準が確保できていること、現行を根本的に変えなければならない状況下であるエビデンスがない中では、現行どおりが適当ではないか。

審議での御意見を踏まえ、今後とも不断に見直していく必要性はあると思われるが、以上のように整理し、事務局に案を作成いただいているので、その説明をしていただく。

- ○事務局より「非常勤の行政委員の報酬の額の改定案(資料3)」の説明
- ○委員意見等
 - 内容について了。
- ○事務局より「意見具申(案)(資料4)」、「意見具申の概要(案)(資料5)」の説明
- ○委員意見等
 - 内容について了。
 - ・(事務局より欠席委員の意見の説明) 内容については了。

労働委員会など特定の人に業務が偏っているところについて、1回の時間が短く 回数が多くなっているものを合わせて1回90分単位で運用するなど工夫していた だきたい。

今後に向けて日額にした時の課題整理を行うことが必要ではないか。

・(会長より) 行政委員の報酬の額については、示していただいた案で意見具申する 方向で進めることとしたい。

> 意見具申(案)が完成した時点で、委員の皆様に御確認いただく予定 にしており、修正等あれば指摘いただきたい。

字句修正については、会長に一任いただきたい。

→委員了承

- (3) その他
 - ○事務局より「平成27年人事委員会勧告の概要(資料6)」について説明
 - ○委員意見等
 - →特になし
 - ○事務連絡等
 - ・(会長より) 本年度の審議会はこれで最後とさせていただく。来年度については、 諮問があるかわからないが、本年度の審議会に係る条例改正の報告も含 めて、1度は開催したいと考えている。

開催の際は、事務局から日程調整等の依頼をする予定であり、よろし くお願いしたい。

→委員了承